



「確定申告は、税制を一番身近に感じ、毎日身の引き締まる期間」と大倉さんは語る。



相続の一連の手続きをワンストップで対応。



女性の細やかな視点で丁寧なサポート。



「クマさんの女心と仕事心—W・HEART」(文芸社) 定価 1,100円+税

## 税務の経験と税制度の知見を動員し コロナ禍からの再起を期す企業支援

### 行政の支援制度を活用 事業承継の節税対策も

国税庁で長年税務に携わった経験を生かした的確な確定申告のサポートで信頼を集める「大倉佳子税理士事務所」の所長大倉佳子さんは、コロナ禍で不振に陥った中小企業や個人事業主の事業再構築や事業転換、事業承継でも頼りされる税理士だ。税制の特例措置、行政や金融機関の様々な支援制度に関する幅広い知見を動員して解決策を見出すだけでなく、難解な数字や法律用語をわかりやすく解説し、相談者と意思疎通を図りながら支援業務を進める姿勢が支持される理由だ。

「コロナ禍による業績への影響は業種によって異なりますが、ダメージを受けた中小企業は少なくありません。そうした企業を支援する国や地方自治体の制度は多くありますが、当事務所では、どれを活用すべきか、また申請書類はどのように作成すればいいのか、お困りの企業を支援しています。支援制度の中でも事業再構築補助金は中小企業が新分野への展開や業態転換、事業再編に取り組むために必要な費用を補助する有効な補助金で、令和3年度は5次にわたって募集がありました。令和4年度の動向を注視しながら

ら支援策を考えていきたいと思っています」

業績不振だけでなく、経営者が高齢化し、事業承継の先行きが不安定な中小企業や個人事業主の事業承継問題にも親身に向き合う。

「事業承継の支援は企業経営に一歩踏み込んだ仕事になります。一つは継承時に受け継ぐ資産を多く残すための相続税や贈与税の節税対策。利益額の圧縮や株式移転、不動産投資、遺産分割などの手法がありますが、企業の状況を見極めて最善の道を探ります。もう一つが一定の要件を満たした場合、後継者が相続税や贈与税の猶予や免除を受けることができる特例事業承継税制の活用です。これには認定経営革新等支援機関が所見を記載した承継計画を都道府県に提出することが必要で、令和4年度税制改正大綱で提出期限が令和5年度末まで延長されました。当事務所は経営革新等支援機関に認定されていますので、この特例税制を活用した支援が可能です」

大倉さんは、この他にも税務調査対策や法人向けの税務会計や資金調達、相続税のシミュレーションと対策などにも対応するが、クラウド会計ソフトなども導入し、会計データに基づくリアルタイムのアドバイスも可能だ。(ライター/斎藤穂)

## 大倉佳子税理士事務所

おおくらよしこせいりしむしよ

☎ 04-2924-0790  
✉ garnet-bear8@jcom.zaq.ne.jp  
📍 埼玉県所沢市上新井5-33-15  
http://okura-tax.jp/  
https://taxoo-jimusyoo.com/



代表  
大倉佳子 さん

東京国税局採用。都内税務署及び国税庁に30年余り勤務。2017年「大倉佳子税理士事務所」開業(関東信越税理士会所沢支部所属)。2018年、中小企業等軽々強化法に基づく経営革新等支援機関に認定。